

(別添様式)

環境保全型農業直接支払交付金  
京都府 最終評価報告書

**第 1 章 交付状況の点検**

項 目		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	点 検
実施市町村数		12	13	16	18	実施市町村数は順調に増加している。 実施面積は 30 年度に減じたが、これは複数取組の廃止という制度変更の影響である。
実施件数		71	79	75	76	
実施面積計 (ha)		468	647	731	657	
交付額計 (千円)		26,778	33,312	33,629	34,413	
カバークロップ	実施件数	11	14	12	8	実施件数について 28 年度がピークで、減少傾向である。 制度変更等に伴う意欲低下から、取組を休止・中止した団体が複数あったことによる。
	実施面積 (ha)	18	35	16	24	
	交付額 (千円)	1,445	2,631	1,203	1,911	
堆肥の施用	実施件数	14	14	17	14	実施面積について、28 年度をピークに減少傾向にあるが、全取組の 19%を占め、地域特認取組に次ぐ取組となっている。 29 年度時点で 2 取組目での取組面積が全体の約 20%を占めていたため、複数取組の廃止が取組減に影響した。
	実施面積 (ha)	53	132	129	126	
	交付額 (千円)	2,333	5,444	5,332	5,528	
有機農業	実施件数	41	47	42	40	府として有機農業の拡大を目指しており、順調に実施面積が拡大してきたが、今年度は減じた。
	実施面積 (ha)	85	97	107	101	
	交付額 (千円)	6,216	6,686	7,339	8,026	

地域特認取組（総計）	実施件数	32	30	43	41	対象取組のなかでは地域特認が最も大きく、全体の62%を占めている。29年度まで順調に拡大していたが、30年度は複数取組の廃止の変更の影響で減じた。
	実施面積（ha）	313	382	479	407	
	交付額（千円）	16,784	18,552	19,755	18,947	
特別栽培農産物 認証状況	栽培面積（ha）	1,049	1,114	1,070		本府では、エコファーマー認定に関する特例措置に、特別栽培米部会での取組を認めているため、ここでは、特別栽培米の取組状況を記載している。 特別栽培米の栽培面積は横ばいである。エコファーマー認定件数は伸びている
	農家数（戸）	（非公表）				
エコファーマー認定件数		1,283	1,482	1,559		

## 第2章 環境保全効果（地球温暖化防止及び生物多様性保全）の評価

### 1 地球温暖化防止効果

項目	実施件数	調査件数	単位あたり 温室効果ガス削減量 (t-CO <sub>2</sub> /年/ha) ①	実施面積 (ha) ②	温室効果ガス削減量 (t-CO <sub>2</sub> /年) ①×②
有機農業	42	2	0.17	107	18.19
カバークロープ	12	11	1.03	16	16.48
堆肥の施用	17	11	2.42	129	312.18
地域特認取組					
リビングマルチ	0	—	—	—	—
草生栽培	1	1	0.81	0.4	0.32
炭の投入※	2	1	1.98	1.8	3.56
緩効性肥料の利用 及び長期中干し	19	1	緩効性肥料 0.01	333	緩効性肥料 3.33
			長期中干し 2.18		長期中干し 725.94
【評価】					
<p>地球温暖化防止効果については、緩効性肥料の利用及び長期中干しによる温室効果ガス削減量が最も大きい結果となった。これは、単位あたり削減量でも上位の数字となったことに加え、実施面積が特に大きいことが影響している。本府の水稻生産に、緩効性肥料が幅広く使われていることが、実地面積が多い一因と考えられる。</p> <p>また、堆肥の施用の取組は単位あたり削減量が最も多い結果となったが、実施面積が緩効性肥料の利用及び長期中干しよりも少なく、総合的な削減量では緩効性肥料の利用及び長期中干しの施用に及ばなかった。</p> <p>リビングマルチの取組は25年度以降取組実績がなく、調査を実施していない。</p>					

※ 「炭の投入」について、投入してから100年後の推定炭素貯留量をCO<sub>2</sub>換算した値を用いているため、他の項目と異なり、「単位あたり温室効果ガス削減量」と「温室効果ガス削減量」は1年あたりの値ではない。

## 2 生物多様性保全効果

項目	実施件数	調査件数	実施面積 (ha)	調査結果			
				スコア		評価 (S~C)	
				実施区	対照区	実施区	対照区
有機農業	42	2	107	7	6	A	A
				6	6	A	A
地域特認取組							
冬期湛水管理	21	1	144	6	6	A	A
バンカープランツの 植栽	0	—	—	—	—	—	—
<p><b>【評価】</b></p> <p>生物多様性保全効果については、有機農業と冬期湛水管理の取組で調査マニュアルによる生きもの調査を実施し、評価 (S~C) では同じ結果だったが、スコアでは有機農業が冬期湛水管理の取組のスコアを上回り、より効果の高い結果となった。</p> <p>バンカープランツの植栽の取組については、取組実績がなく、調査を実施していない。</p>							

## 第3章 施策の点検及び今後の対応

### 1 全国共通取組・地域特認取組

#### (1) 効果を高めるために必要な取組について

- ・既に取組が進む地域で面的な取組拡大を推進する必要がある。具体的に有機農業では、有機農業者と有機農業実践希望者がその地域で集まる機会を創出し、その地域で新規の有機農業実践者を増やしていく。
- ・農業改良普及センターのGAP指導員が、実施農業者に対し、要件である国際水準GAPの研修や指導を行う際に、環境保全に資する取組項目を情報提供する必要がある。

#### (2) 推進・拡大のために必要な取組について

- ・新たな取組拡大のため、他府県で実施され、国の中間年評価でも生物多様性効果等が確認されている総合的病害虫・雑草監理（IPM）の実践や水田ビオトープ等の地域特認取組の事例を参考に、京都府内の各地域における営農実態に基づいた、より生物多様性等の効果が高い取組を検討する必要がある。
- ・市町村と連携し、農業者に対して、農協の部会組織や有機農業者の集まりなど各種研修会等の機会を活用した制度紹介や日本型直接支払交付金の推進組織である、京都府農地・水・環境保全向上対策協議会（構成団体：府・市町村・京都府農業協同組合中央会・京都府農業会議・京都府農業総合支援センター・京都府土地改良事業団体連合会）が実施する優良組織表彰を受けた農業者団体の取組内容や技術の工夫点、波及効果などの事例紹介を行い、環境保全型農業直接支払交付金を周知する必要がある。
- ・有機農業をはじめ、既に化学肥料及び化学合成農薬の5割低減を実践している農業者が出荷している直売所等のグループに対し、本交付金の取組を積極的に紹介する必要がある。
- ・農業者の取組意欲が低下することなく、また、制度推進に支障がでないよう、農業者が安心して取組める安定的な制度運営が必要である。

### 2 地域特認取組

#### (1) 実施状況及び効果測定調査結果

取組名	実施面積 (ha)							効果測定調査結果 (t-CO2/年/ha) (S~C)
	24年度	25	26	27	28	29	30	
リビングマルチ	3.1	-	-	-	-	-	-	-
草生栽培	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.81
冬期湛水管理	83	86	103	107	119	144	108	A
バンカープランツ の植栽	-	-	-	-	-	-	-	-
炭の投入※	-	-	-	2.2	1.8	1.8	4.9	1.98
緩効性肥料の利用 及び長期中干し	-	-	-	203	261	333	294	緩効性肥料 0.01 長期中干し 2.18

※ 「炭の投入」について、投入してから100年後の推定炭素貯留量をCO2換算した値を用いているため、他

の項目と異なり、「単位あたり温室効果ガス削減量」と「温室効果ガス削減量」は1年あたりの値ではない。

(2) 今後の対応方針

取組名	今後の対応方針
リビングマルチ	リビングマルチの取組は平成 25 年度以降の取組実績がなく、国の中間年評価では、調査を実施していないので「効果が低い」と評価がされている。交付金実施市町村へのアンケートの結果、全市町村から交付対象でなくなった場合でも「影響はない」と回答があった。さらにリビングマルチは畝間に麦等を植えるため、畝間への播種やすき込みに手間がかかり、畝間での農作業性が悪いことから、取組実態がほとんどなく、今後も拡大が見込めず、地域特認取組から取り下げる方向で検討していく。
草生栽培	草生栽培の取組面積は 0.4ha（平成 30 年）と少ない状況にあるが、地球温暖化防止効果は高かった。取組が少ない理由として、これらの技術を導入している農業者が府内には数多くあっても化学肥料及び化学合成農薬 5 割低減の実施が難しいため本交付金に取組めないことや、本交付金の周知が十分でないことが考えられる。そのため、本府はこれらの技術をすでに取組んでいる農業者に対して、環境保全型農業直接支払交付金の周知をするとともに、取組事例や化学肥料及び化学合成農薬使用の慣行レベル比 5 割低減技術について、「京都府における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に記載の技術を中心に紹介・普及し、取組拡大を目指すこととする。
冬期湛水管理	冬期湛水管理は、108ha（平成 30 年）で取り組まれている。この冬期湛水管理の取組について、生物多様性保全効果の調査では、生物多様性が認められるランク A であり、効果が認められた。今後も冬期湛水が可能な地域において推進していく。
バンカープランツの植栽	バンカープランツの植栽の取組はこれまで取組実績がなく、国の中間年評価では、調査を実施していないので「効果が低い」と評価がされている。交付金実施市町村へのアンケートの結果、全市町村が交付対象でなくなった場合でも「影響はない」と回答があった。さらに、府内におけるバンカープランツの植栽はナスを中心に果菜類で広く普及しているが、果菜類は総じて化学肥料及び化学合成農薬の 5 割低減が難しく、環境保全型農業直接支払の取組として拡大が見込めず、地域特認取組から取り下げる方向で検討していく。
炭の投入	炭の投入の取組面積は 4.9ha（平成 30 年）と少ない状況にある。その理由として、これらの技術を導入している農業者が府内には数多くあっても、化学肥料及び化学合成農薬 5 割低減の実施が難しいため本交付金に取組めないことや、本交付金の周知が十分でないことが考えられる。そのため、本府はこれらの技術をすでに取組んでいる農業者に対して、環境保全型農業直接支払交付金の周知をするとともに、取組事例や化学肥料及び化学合成農薬 5 割低減技術について、「京都府における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に記載の技術を中心に紹介・普及し、取組拡大を目指すこととする。
緩効性肥料の利用及び長期中干し	「緩効性肥料の利用及び長期中干し」の取組は 294ha（平成 30 年）で、特別栽培米に取組団体を中心に取り組まれている。本取組は全取組の 45% を占めており、本府の水稻作付面積の約 2%（平成 30 年）で実施されている。国の中間年評価では、この取組

のうち「緩効性肥料の利用」の部分は「効果が低い」と評価されたが、「緩効性肥料の利用及び長期中干し」のセットの取組としては効果が高いと評価される。

また、実施農業者団体にアンケート調査を実施した結果、「緩効性肥料の利用」の部分が交付対象となくなっただけの場合、実施農業者団体の約 33%が「取組中止」の意向を示した。この場合京都府における交付金取組面積全体の約 28%に相当する約 183ha の取組が減少し、年間約 401 t の CO<sub>2</sub> が新たに発生することになる。

これらのことから緩効性肥料の利用と長期中干しをセットの取組として環境保全型農業直接支払交付金を交付することが最も効果的と考えられ、引き続き農家の意欲を削ぐことがないよう本交付金の主要な取組として継続することが必要である。